

(お知らせ)
生物多様性条約の実施に関する第3回作業部会 (WGR13)
の結果について

平成22年6月1日(火)
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8150
室 長 : 鳥居 敏男 (6480)
室長補佐 : 中澤 圭一 (6433)
担 当 : 奥田 青州 (6476)

生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) の各議題について検討を行う生物多様性条約の実施に関する第3回作業部会 (WGR13) が5月24日(月)~28日(金)に、ナイロビ(ケニア)で開催されました。

本会合では、2010年以降の条約の戦略計画(ポスト2010年目標を含む)、資金動員戦略、ビジネスと生物多様性等について議論されました。

1. 開催地・日程

場所 : ナイロビ(ケニア) 国連環境計画 (UNEP) 本部

日程 : 平成22年5月24日(月)~28日(金)

2. 主な結果の概要

本会合においては、全部で12の勧告(一部留保が付いたものを含む)が採択されました。このうち11の勧告は、本年10月に我が国で開催されるCOP10における決定を勧告するものです。

主な議題に関する審議結果の概要は以下のとおりです。

ア. 2010年以降の条約の戦略計画(ポスト2010年目標を含む)

- ・2010年以降の条約の戦略計画として、ビジョン(2050年目標)、戦略計画のミッション(2020年目標)、20の個別目標(ターゲット)等の案が一部に留保が付されてCOP10に勧告されることになりました。(別紙参照)
- ・ビジョンについては、我が国が提案した「自然との共生」が盛り込まれました。ミッションについては、2020年までに達成すべき目標のレベルをめぐって意見が分かれ、野心的な目標(2020年までに生物多様性の損失を止めるため、効果的かつ緊急な行動を実施すること)と現実的な目標(生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急な行動を実施すること)の2つのオプションが併記されました。
- ・20の個別目標のうち、奨励措置、持続可能な漁業、保護区、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)等については、一部に留保が付され、文言の確定はCOP10での検討に委ねられることとなりました。

- ・さらに、各国において新戦略計画を適切に実施すること、特に、国別及び地域別目標の策定、生物多様性国家戦略の改定と COP への報告等を COP10 で決定するよう勧告されました。
- ・また、途上国からは、戦略計画の実施のための能力養成や資金支援の必要性、戦略計画と資金動員等に関する議論の結果を連動させる必要性が繰り返し強調されました。

イ. 国連生物多様性の 10 年

- ・我が国の提案により、「生物多様性の 10 年」（2011 年から 2020 年）に関する国連総会決議への招請を COP10 で決定するよう勧告されました。
- ・また、我が国の NGO（生物多様性条約市民ネットワーク）から、「生物多様性の 10 年」の実施に向け、国際社会と協力しつつ役割を担っていくことが表明されました。

ウ. ビジネスと生物多様性

- ・締約国に対し、生物多様性への民間参画のための施策の推進や、生物多様性を企業活動に統合するための理念の整備、地域や国レベルのビジネスと生物多様性イニシアティブの設立への支援、地球規模でのパートナーシップにむけた取組への貢献などを招請することを COP10 で決定するよう勧告されました。
- ・また、経済界や民間企業に対し、条約や新戦略計画の実施に向けた貢献、中小企業を含めた企業間での民間参画に関する事例の共有や活用、民間参画の推進を把握するための基準や指標の活用などを推奨することを COP10 で決定するよう勧告されました。

エ. 資金動員戦略の実施

- ・各国における資金動員戦略の実施推進、地球環境ファシリティ（GEF）や支援国による時宜を得た適切な資金支援等を COP10 で決定するよう勧告されました。一方、資金動員戦略の実施を監視するための指標や具体的目標の設定については議論の結果、勧告されないこととなりました。
- ・また、締約国に対して革新的な資金調達手法の取組への参加を推奨すること、先進国に対して生物多様性条約の 3 つの目的に役立てるための革新的資金メカニズムの検討への支援等を COP10 で決定するよう勧告されました。

(参考) WGR1 勧告一覧

- 1) 国連生物多様性の10年(2011年~2020年)
- 2) ビジネスの参画
- 3) 生物多様性技術イニシアティブのさらなる検討
- 4) 国別報告
- 5) 条約と戦略計画の実施
- 6) 2011年から2020年までの条約の多年度作業計画と締約国会議の開催頻度
- 7) 貧困削減と開発への生物多様性の統合
- 8) 2010年以降の戦略計画の更新及び改定
- 9) 生物多様性、生態系サービス及び人間の福利に関する科学政策インターフェース及び政府間会合の成果の検討
(注: 本勧告はCOPでの決議案を含まない)
- 10) 資金動員戦略を達成するための測定可能な目標及び/又は指標を含む具体的な活動とイニシアティブ並びに戦略の実施を監視するための指標
- 11) 資金メカニズムに対するガイダンスのレビュー
- 12) 革新的資金メカニズムに関する政策オプション

【本会合の公式ウェブサイト】

<http://www.cbd.int/wgri3/>